

市区町村別集計項目（推進体制等）

市区町村別集計項目（推進体制等）										新潟県							
										市区町村数		30					
都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）					
			担当課（室）名	所 属	事 務 所 掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無	
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間		問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
/	/	/	/	/	/	18	19	9	/	/	/	21	/	/	/	/	
15	100	新潟市	男女共同参画課	1	1	1	1	新潟市男女共同参画推進条例	2005年3月18日	2005年4月1日		第4次新潟市男女共同参画行動計画	2021年4月	～	2026年3月	1	1
15	202	長岡市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	長岡市男女共同参画社会基本条例	2010年12月22日	2011年4月1日		第3次ながおか男女共同参画基本計画	2022年4月	～	2032年3月	1	1
15	204	三条市	市民部地域経営課	1	2	2	1	三条市男女共同参画推進条例	2005年12月26日	2006年4月1日		第3次三条市男女共同参画推進プラン	2023年4月	～	2029年3月	1	1
15	205	柏崎市	人権啓発・男女共同参画室	1	1	1	1	新潟県柏崎市男女共同参画推進条例	2006年12月22日	2007年4月1日		柏崎市男女共同参画基本計画	2021年4月	～	2026年3月	1	1
15	206	新発田市	人権啓発課	1	1	1	1	新発田市男女共同参画推進条例	2015年3月12日	2015年4月1日		第5次しばた男女共同参画推進プラン	2024年4月1日	～	2029年3月31日	1	1
15	208	小千谷市	市民生活課	1	2	1	1				4	第5次おぢや男女共同参画プラン	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
15	209	加茂市	総務課	1	2	2	2				1	加茂市男女共同参画推進計画	2023年4月	～	2028年3月	1	1
15	210	十日町市	企画政策課	1	2	1	1				4	第4次十日町市男女共同参画基本計画	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1
15	211	見附市	市民税務課	1	2	1	1				4	第5次見附市男女共同参画計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
15	212	村上市	生活人権室	1	2	1	1				2	第3次村上市男女共同参画計画	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1
15	213	燕市	地域振興課	1	2	1	1	燕市男女共同参画推進条例	2014年12月25日	2015年4月1日		第4次燕市男女共同参画推進プラン	2024年4月1日	～	2032年3月31日	1	1
15	216	糸魚川市	環境生活課	1	2	1	1				4	第3次いといがわ男女共同参画プラン	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
15	217	妙高市	妙高市教育委員会生涯学習課	2	2	2	1	妙高市男女共同参画社会推進条例	2004年12月16日	2004年12月16日		第3次妙高市男女共同参画計画	2020年4月1日	～	2029年3月31日	1	1
15	218	五泉市	企画政策課	1	2	1	1	五泉市男女共同参画推進条例	2011年3月29日	2011年4月1日		ごせん男女共同参画推進計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
15	222	上越市	多文化共生課 男女共同参画推進センター	1	1	1	1	上越市男女共同参画基本条例	2002年3月29日	2002年4月1日		上越市第4次男女共同参画基本計画	2023年4月	～	2028年3月	1	1
15	223	阿賀野市	企画財政課	1	2	1	1				4	第4次阿賀野市男女共同参画プラン	2021年4月	～	2026年3月	1	1
15	224	佐渡市	市民課	1	2	1	1				4	第3次佐渡市男女共同参画計画	2020年4月	～	2025年3月	1	1
15	225	魚沼市	企画政策課	1	2	1	2				4	第4次魚沼市男女共同参画推進計画	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
15	226	南魚沼市	企画政策課	1	2	1	1				4	第4次南魚沼市男女共同参画基本計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
15	227	胎内市	総務課	1	2	1	1				4	第3次胎内市男女共同参画プラン21	2020年4月1日	～	2025年3月31日	1	1
15	307	聖籠町	総務課	1	2	1	1				4	第4次聖籠町男女共同参画計画	2023年4月	～	2028年3月	1	1
15	342	弥彦村	総務課	1	2	2	2				2						2
15	361	田上町	総務課	1	2	2	2				4						2
15	385	阿賀町	総務課	1	2	2	2				4						2
15	405	出雲崎町	教育課	2	2	2	2				4						2
15	461	湯沢町	企画観光課	1	2	2	2				4						2
15	482	津南町	教育委員会生涯学習班	2	2	2	2				4						2
15	504	刈羽村	産業政策課	1	2	2	2				4						2
15	581	関川村	地域政策課	1	2	2	2				4						2
15	586	粟島浦村	総務課 住民税務係	1	2	2	2				4						2

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

庁内連絡会議

- 1 有
- 2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2024年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 2 一体でない

計画の策定方法（総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記）

- 1 単独計画として策定
- 2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 2 策定予定無

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体					
													施設管理			事業運営		
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	
			5							0	5	5	0	0	5	0	0	
15	100	新潟市	新潟市男女共同参画推進センター	アルザにいがた	950-0082	新潟県新潟市中央区東万代町9-1 万代市民会館3階	025-246-7713	025-246-8080	http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danjo/alza		○	○			○			
15	202	長岡市	長岡市男女平等推進センター	ウィルながおか	940-0062	長岡市大手通2-2-6	0258-39-2746	0258-39-2747	https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate14/will/		○	○			○			
15	204	三条市	三条市男女共同参画センター		955-0844	三条市桜木町12番38号 三条ものづくり学校112号室	0256-34-5624	0256-33-5732	https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/shimimbu/chiikikeieika/tiikishinkou/danjyokyoudousankaku/986.html		○	○			○			
15	205	柏崎市																
15	206	新発田市	新発田市男女共同参画交流ルーム		957-0053	新潟県新発田市中央町5丁目8番47号	0254-28-9630	0254-28-9670	https://www.city.shibata.lg.jp/machidukuri/jinken/danjo/1009447.html		○	○			○			
15	208	小千谷市																
15	209	加茂市																
15	210	十日町市																
15	211	見附市																
15	212	村上市																
15	213	燕市																
15	216	糸魚川市																
15	217	妙高市																
15	218	五泉市																
15	222	上越市	上越市男女共同参画推進センター	ウィズじょうえつ	943-0821	新潟県上越市土橋2554番地 上越市市民プラザ2階	025-527-3624	025-522-8240	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/danjo/		○	○			○			
15	223	阿賀野市																
15	224	佐渡市																
15	225	魚沼市																
15	226	南魚沼市																
15	227	胎内市																
15	307	聖籠町																
15	342	弥彦村																
15	361	田上町																
15	385	阿賀町																
15	405	出雲崎町																
15	461	湯沢町																
15	482	津南町																
15	504	刈羽村																
15	581	関川村																
15	586	粟島浦村																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					常勤の定員(任用職員)	非常勤(雇用)の定員(任用職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			5					5	4	3	5	1	3	2	0	3	
15	100	新潟市	新潟市男女共同参画推進センター	1991年8月1日	2	3	10,593	○	○	○	○		○	○		○	保育室運営、情報図書室運営
15	202	長岡市	長岡市男女平等推進センター	2001年10月1日	5	6	1,780	○	○	○	○		○			○	
15	204	三条市	三条市男女共同参画センター	2000年7月1日	0	0	51	○	○		○						市民団体等への貸室
15	205	柏崎市															
15	206	新発田市	新発田市男女共同参画交流ルーム	2017年4月1日	0	0	0	○			○						
15	208	小千谷市															
15	209	加茂市															
15	210	十日町市															
15	211	見附市															
15	212	村上市															
15	213	燕市															
15	216	糸魚川市															
15	217	妙高市															
15	218	五泉市															
15	222	上越市	上越市男女共同参画推進センター	2001年1月4日	2	4	3,720	○	○	○	○	○	○	○		○	男女共同参画審議会の開催
15	223	阿賀野市															
15	224	佐渡市															
15	225	魚沼市															
15	226	南魚沼市															
15	227	胎内市															
15	307	聖籠町															
15	342	弥彦村															
15	361	田上町															
15	385	阿賀町															
15	405	出雲崎町															
15	461	湯沢町															
15	482	津南町															
15	504	刈羽村															
15	581	関川村															
15	586	粟島浦村															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7-1			市 区 長 数	うち 女性市区 長数	女性 比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性副市 区長数	女性 比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性町村 長数	女性 比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性副町 村長数	女性 比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性自治 会長数	女性 比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				1		20	1	5.0	23	1	4.3	10	1	10.0	8	0	0.0	8,275	387	4.7
15	100	新潟市				1	0	0.0	2	1	50.0							2053	145	7.1
15	202	長岡市				1	0	0.0	2	0	0.0							946	40	4.2
15	204	三条市				1	0	0.0	1	0	0.0							222	0	0.0
15	205	柏崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							304	7	2.3
15	206	新発田市				1	0	0.0	1	0	0.0							332	15	4.5
15	208	小千谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							113	0	0.0
15	209	加茂市				1	1	100.0	1	0	0.0							85	0	0.0
15	210	十日町市				1	0	0.0	1	0	0.0							51	0	0.0
15	211	見附市				1	0	0.0	1	0	0.0							173	4	2.3
15	212	村上市				1	0	0.0	1	0	0.0							276	3	1.1
15	213	燕市				1	0	0.0	1	0	0.0							202	4	2.0
15	216	糸魚川市				1	0	0.0	1	0	0.0							174	1	0.6
15	217	妙高市				1	0	0.0	1	0	0.0							190	4	2.1
15	218	五泉市				1	0	0.0	1	0	0.0							387	40	10.3
15	222	上越市	2001年9月26日	男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	2	0	0.0						820	6	0.7
15	223	阿賀野市				1	0	0.0	0	0								282	11	3.9
15	224	佐渡市				1	0	0.0	1	0	0.0							625	87	13.9
15	225	魚沼市				1	0	0.0	1	0	0.0							122	0	0.0
15	226	南魚沼市				1	0	0.0	1	0	0.0							233	3	1.3
15	227	胎内市				1	0	0.0	1	0	0.0							136	3	2.2
15	307	聖籠町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	0	0.0
15	342	弥彦村										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
15	361	田上町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	1	2.3
15	385	阿賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	117	1	0.9
15	405	出雲崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	3	4.5
15	461	湯沢町										1	0	0.0	1	0	0.0	51	0	0.0
15	482	津南町										1	1	100.0	1	0	0.0	140	9	6.4
15	504	刈羽村										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
15	581	関川村										1	0	0.0	0	0		54	0	0.0
15	586	粟島浦村										1	0	0.0	0	0		2	0	0.0

<選択肢回答>
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査時点コード				1	2024年4月1日		2	その他																											
都 道 府 県	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値								問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					問9-1					調査時点コード								
			問8-1				問8-2					問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会 議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会 議(会長を含む)											
			目 標 値 (%)	目 標 達 成 期 限	目 標 値	審 議 会 等 数	うち 女 性 を 含 む 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委 員	女 性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち 女 性 を 含 む 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委 員	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女 性 を 含 む 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委 員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員						女 性 比 率 (%)	問8 目標設 定の対象であ る審議会等の 目標及び現状 値	その他	問9 地方自 治法(第202条 の3)に基づく 審議会等にお ける登用状況
							1,254	1,084	16,599	5,285	31.8		850	738	11,643	3,425	29.4	159	110	992	217	21.9	887	98	11.0	917	100	10.9							
		小計										830	720	10,953	3,192	29.1	157	109	987	216	21.9														
15	100	新潟市	45.0	2026年3月		172	171	2,524	1,080	42.8	法律、条令及び要綱等により設置されている審議会等	95	95	1,646	699	42.5	6	6	79	29	36.7	64	18	28.1	65	18	27.7	2	2023年7月1日	2	2023年7月1日	1			
15	202	長岡市		2032年3月	40～60%	73	71	1,057	419	39.6	法律又は政令により設置されている審議会等、法律により設置されて いる委員会等、条例・規則等により設置されている懇談会・会議等、要 領等により設置されている懇談会・会議等	31	30	493	194	39.4	6	5	43	12	27.9	54	12	22.2	55	12	21.8	1		1		1			
15	204	三条市	40.0	2029年3月		52	45	730	195	26.7	法律又は政令により設置されている審議会等、条例、規則等により設 置されている懇談会、会議等、	52	44	720	191	26.5	6	5	54	9	16.7	37	4	10.8	38	4	10.5	1		1		1			
15	205	柏崎市	40.0	2026年3月		51	41	529	184	34.8	法律又は法令により設置されている審議会等、法律により設置されて いる委員会等、条例・規則等により設置されている審議会等、要綱等に より設置されている協議会等	40	38	443	157	35.4	6	5	37	12	32.4	34	7	20.6	35	7	20.0	2	2024年6月1日	2	2024年6月1日	2	2024年6月1日		
15	206	新発田市	34.0	2029年3月		38	37	461	139	30.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	38	37	461	139	30.2	6	3	35	6	17.1	32	4	12.5	33	4	12.1	1		1		1			
15	208	小千谷市	35.0	2025年3月		50	38	501	129	25.7	地方自治法202条の3に基づく審議会等に教育委員会委員、選挙管理 委員等の政策方針決定のある委員(審議会数25)を加えた数	25	17	266	51	19.2	5	4	32	10	31.3	18	0	0.0	19	0	0.0	2	2024年8月1日	2	2024年8月1日	2	2024年8月1日		
15	209	加茂市	40.0	2028年3月		27	24	393	117	29.8	全て	22	22	340	108	31.8	5	3	32	6	18.8	27	4	14.8	28	5	17.9	2	2023年3月1日	1		1			
15	210	十日町市	40.0	2026年3月		62	52	820	226	27.6	条例・規則・要綱等に基づいて設置され、条文中「調停・審査・調査を行 う」と定めているもの(審議会・協議会・委員会等)ただし調査日時点で 委員不在または活動実態の無いものは除く	32	29	396	101	25.5	5	2	38	3	7.9	29	2	6.9	30	2	6.7	1		1		1			
15	211	見附市	40.0	2027年3月		36	36	654	204	31.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等及び規定又は要綱等により 設置されている協議会、懇親会、その他会合	20	20	324	85	26.2	5	5	25	7	28.0	33	4	12.1	34	4	11.8	1		1		1			
15	212	村上市	30.0	2027年4月		54	33	761	157	20.6	地方自治法第202条の3に基づく審議会等および規則、要綱等で定め る委員等を含む	47	27	631	115	18.2	5	3	36	4	11.1	33	0	0.0	34	0	0.0	1		1		1			
15	213	燕市		2032年3月	0.365	60	54	860	293	34.1	法律、条例、要綱等により設置されている附属機関等	38	36	462	126	27.3	5	4	41	10	24.4	41	8	19.5	42	8	19.0	1		1		1			
15	216	糸魚川市	40.0	2027年3月		56	42	875	206	23.5	法律、政令、条例、要綱及び規則で定める審議会、委員会、会議等	28	22	309	78	25.2	5	4	33	5	15.2	38	0	0.0	39	0	0.0	1		1		1			
15	217	妙高市	35.0	2030年3月	0.354	34	31	444	148	33.3	市が設置する各種審議会・協議会	34	31	419	141	33.7	6	4	33	6	18.2	25	7	28.0	26	7	26.9	2	2024年7月1日	2	2024年7月1日	2	2024年7月1日		
15	218	五泉市	40.0	2027年3月		55	54	874	281	32.2	法令・条例及び要綱等により設置されている審議会	22	20	333	89	26.7	5	4	32	8	25.0	41	5	12.2	42	5	11.9	1		1		1			
15	222	上越市	30.0	2028年3月		121	112	1,588	444	28.0	地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する執行機関、地方自 治法第202条の5第1項に規定する地域協議会、法律又は条例に基づ き設置する付属機関等、要綱又は要領に基づき設置する懇談会等	48	45	761	224	29.4	6	6	41	10	24.4	37	1	2.7	38	1	2.6	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日		
15	223	阿賀野市	40.0	2026年3月		53	47	703	268	38.1	法律、条例、要綱等により設置されている審議会等	23	22	271	79	29.2	5	3	28	7	25.0	23	5	21.7	24	5	20.8	1		1		1			
15	224	佐渡市	30.0	2025年3月	第3次佐渡市 男女共同参 画計画より。 佐渡市総合 計画では令 和8年度末ま でに40%を目 標値としてい る。	98	64	995	262	26.3	法律または条例により佐渡市が設置する附属機関及び要綱などに より佐渡市が開催する懇談会等	29	25	330	88	26.7	5	3	37	5	13.5	29	2	6.9	30	2	6.7	1		1		1			
15	225	魚沼市	40.0	2026年3月		43	33	499	116	23.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等及び条例、要綱等により設 置されている会議等	32	24	358	81	22.6	5	3	32	5	15.6	34	1	2.9	35	1	2.9	1		1		1			
15	226	南魚沼市	30.0	2025年3月		33	28	365	103	28.2	地方自治法(第203条の3)に基づく審議会等及び要綱等により設置さ れ、設置根拠となる条文の中で調停、審査、審議、調査等を行うと規定さ れている審議会等	25	20	265	57	21.5	5	2	32	5	15.6	22	0	0.0	23	0	0.0	1		1		1			
15	227	胎内市	35.0	2025年3月		56	45	675	230	34.1	市所管の各種審議会等	25	23	236	70	29.7	5	4	36	8	22.2	13	1	7.7	14	1	7.1	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	1			
15	307	聖籠町	33.0	2025年3月		30	26	291	84	28.9	地方自治法第180条の5に基づく委員会等及び同法202条の3に基づく 審議会等で、調査時点において稼働中のものとし、休止中または委員 改定作業のものを含まない。	24	19	264	76	28.8	5	5	27	8	29.6	27	7	25.9	28	7	25.0	1		1		1			
15	342	弥彦村				0	0	0	0			19	9	209	25	12.0	5	2	19	4	21.1	18	0	0.0	19	0	0.0	1		1		1			
15	361	田上町				0	0	0	0			15	10	189	22	11.6	5	4	23	6	26.1	24	0	0.0	25	0	0.0	1		1		1			
15	385	阿賀町				0	0	0	0			9	7	124	37	29.8	5	2	27	3	11.1	39	3	7.7	40	3	7.5	1		1		1			
15	405	出雲崎町				0	0	0	0			11	11	143	34	23.8	5	4	18	6	33.3	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1		1			
15	461	湯沢町				0	0	0	0			13	13	167	41	24.6	5	2	23	3	13.0	21	1	4.8	22	1	4.5	1		1		1			
15	482	津南町				0	0	0	0			9	8	81	23	28.4	5	3	38	6	15.8	11	0	0.0	12	1	8.3	1		1		1			
15	504	刈羽村				0	0	0	0			8	5	90	26	28.9	5	3	21	4	19.0	24	0	0.0	25	0	0.0	1		1		1			
15	581	関川村				0	0	0	0			12	8	190	32	16.8	5	5	18	7	38.9	26	0	0.0	27	0	0.0	1		1		1			
15	586	栗島浦村				0	0	0	0			4	3	32	3	9.4	5	1	17	2	11.8	13	1	7.7	14	1	7.1	1		1		1			

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲					問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)			
		新潟市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		長岡市												2	2	170	63	37.1	0	0	0	0	0.0						
		三条市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		柏崎市												3	2	63	21	33.3	0	0	0	0	0.0						
		新発田市												3	3	96	33	34.4	0	0	0	0	0.0						
		小千谷市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		加茂市												0	0	0	0	0.0	1	0	2	0	0.0						
		十日町市												2	2	103	26	25.2	0	0	0	0	0.0						
		見附市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		村上市												5	5	89	28	31.5	0	0	0	0	0.0						
		燕市												3	3	116	33	28.4	0	0	0	0	0.0						
		糸魚川市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		妙高市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		五泉市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		上越市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		阿賀野市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		佐渡市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		魚沼市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		南魚沼市												2	1	53	29	54.7	0	0	0	0	0.0						
		胎内市												0	0	0	0	0.0	1	1	3	1	33.3						
		聖籠町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		弥彦村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		田上町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		阿賀町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		出雲崎町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		湯沢町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		津南町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		刈羽村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		関川村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		粟島浦村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
					問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12-2 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1. を選択した場合該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12-5 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1. を選択した場合該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）					
											1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
					19	1の合計	30	1	29		2			29	28	28	28	29	24
					4	2の合計	0	24	1		28			1	2	2	2	1	2
					0	3の合計	0	4			0			0	0	0	0	0	0
					7	4の合計	0	1						0	0	0	0	0	4
15	100	新潟市	1	新潟市職員服務規程 第11条 職員は、職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を生じるおそれのない文書、名礼その他の氏の記載を要するものにおいて、氏を改めた後も引き続き旧姓を使用することができる。	新潟市議会	1	2	1	新潟市議会会議規則(昭和43年3月31日議会規則第1号) (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
15	202	長岡市	1	長岡市職員旧姓使用取扱要領 第2条第1項 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	長岡市議会	1	3	1	長岡市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
15	204	三条市	2		三条市議会	1	2	1	三条市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週(多胎妊娠の場合にあっては、14週)前の日から当該出産の日後8週を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
15	205	柏崎市	1	柏崎市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	柏崎市議会	1	2	1	新潟県柏崎市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、疾病、看護、介護、出産、出産の立会い、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により出席できないときは、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。この場合において、出産を理由とする欠席は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項(ただし書を除く。))に規定する期間の範囲内とする。	2			1	1	1	1	1	1	
15	206	新発田市	1	新発田市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるものについて、旧姓を使用することができる。	新発田市議会	1	2	1	新発田市議会会議規則 第2条 議員は、事故公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第64条 委員は、事故公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
15	208	小千谷市	1	小千谷市職員旧姓使用取扱要綱(令和2年9月24日制定) 第2条 職員は、市長の承認を得て、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上誤解を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	小千谷市議会	1	2	1	小千谷市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
15	209	加茂市	1	加茂市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	加茂市議会	1	2	1	加茂市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、疾病、看護、介護、出産、出産の立会い、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
					問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1〜4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
コ ロ ニ ヤ	コ ロ ニ ヤ	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具休例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
15	210	十日町市	2		十日町市議会	1	2	1	十日町市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2			1	1	1	1	1	4
15	211	見附市	1	見附市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	見附市議会	1	2	1	見附市議会会議規則 第2条2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2		1	1	1	1	1	1	
15	212	村上市	1	村上市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等に限り、旧姓を使用することができる。	村上市議会	1	2	1	村上市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2		1	1	1	1	1	1	
15	213	燕市	1	燕市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	新潟県燕市議会	1	2	1	燕市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	燕市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額及び不支給) 第3条 議員が燕市議会会議規則(平成18年議会規則第1号)第2条第1項に規定する事由により長期欠席をした場合における議員報酬は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき議員報酬の月額に、次の表の左欄に掲げる欠席回数の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を減額して支給する。 (適用除外) 第5条 議員が次に掲げる事由により長期欠席したときは、前2条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害 (2) 議員の出産、ただし、労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は同条第2項(ただし書を除く。)に規定する期間の範囲内とする。 (3) 災害その他議長がやむを得ないと認める事由	1	1	1	1	1	1	
15	216	糸魚川市	1	糸魚川市職員旧姓使用取扱要領 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上の支障又は混乱を招くおそれがない文書等に限り旧姓を使用することができる。	糸魚川市議会	1	2	1	糸魚川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多児妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2		1	1	1	1	1	1	
15	217	妙高市	1	妙高市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上の支障又は混乱を招くおそれがない文書等に限り旧姓を使用することができる。	新潟県妙高市議会	1	2	1	妙高市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2		1	1	1	1	1	4	
15	218	五泉市	4		五泉市議会	1	2	1	五泉市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2		1	1	1	1	1	1	
15	222	上越市	1	上越市職員旧姓使用取扱要領 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上の支障又は混乱を招くおそれがない文書等に限り旧姓を使用することができる。	上越市議会	1	2	1	上越市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2		1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査															
					問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6				問12-7					
					議員の出産を 欠席事由として 明記した規定 (産休を含む) があるか。	問1で1.を選 択した場合、取 得することが可 能な休業期間 は、次のうちど れか。	問1で1.を選 択した場合、出 産に係る産前産 後期間の 明記はあるか。	問3で1.を選 択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選 択した場合 、休暇期間の報酬に ついて減額の規定はあ るか。		問5で1.を選 択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。				議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由につい て、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけ てください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用 上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上 も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がな い。(2及び3の場合を除く。)					
コ コ ロ ロ	コ コ ロ ロ	村		議 会 名	1. 明記した規定 がある。 2. 明記した規定 はないが、運用上 認めている。 3. 明記した規定 がなく、運用上も 認めていない。 4. 明記した規定 がなく、過去に使 用した事例も判断 したこともない。	左記で、1. を選 択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。		1. 明記した規定 がある。 2. 明記した規定 はないが、運用上 認めている。 3. 明記した規定 がなく、運用上も 認めていない。 4. 明記した規定 がなく、過去に事 例がない。	1. 労働基準法 65条の産前産 後期間よりも短 い。 2. 労働基準法 65条の産前産 後期間と同等。 3. 労働基準法 65条の産前産 後期間よりも長 い。 4. 期間の定め はない。	1. 産前産後期 間を明記した規 定がある。 2. 産前産後期 間を明記した規 定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	そ 他 員 体 例		配偶者の 出 産	育 児	家族の 看護	家族の 介護	疾 病	そ 他
15	223	阿賀野市	1	阿賀野市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この訓令は、阿賀野市職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	新潟県阿賀野市議会	1	2	1	阿賀野市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		阿賀野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例 第3条 議員が自己都合、疾病等により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬月額に、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「議員活動ができない期間」という。))に応じて次の表に定める減額割合を乗じて得た額を減額して支給するものとする。 議員活動ができない期間 減額割合 180日を超え365日以内であるとき 100分の20 365日を超え730日以内であるとき 100分の30 730日を超えるとき 100分の50 2 前項の規定は、議員活動ができない期間が180日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月、以下これを「減額月」という。)から、議員活動ができない期間に相当する期間に係る議員報酬月額の算定について適用する。この場合において、議員資格を失う等減額月に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は適用しない。 3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、減額月の初日から末日まで減額して支給するとき以外のときは、当該議員報酬の額について、その支給する月の議員活動をした日数を基礎として、日割りによって計算する。	1	1	1	1	1	1		
15	224	佐渡市	1	佐渡市職員旧姓使用取扱要綱 第2条第1項 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	佐渡市議会	1	2	1	佐渡市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条(略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1			
15	225	魚沼市	2	南魚沼市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、一般職の職員(臨時任用職員及び会計年度任用職員を含む、以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	魚沼市議会	1	2	1	魚沼市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1			
15	226	南魚沼市	1	南魚沼市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、一般職の職員(臨時任用職員及び会計年度任用職員を含む、以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	南魚沼市議会	1	2	1	南魚沼市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、特にやむを得ない理由により、事前に届け出ることができないときは、この限りでない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1			
15	227	胎内市	1	胎内市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、一般職の職員(臨時任用職員及び非常勤職員を除く、以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、胎内市職員服務規程(平成17年訓令第31号)第31条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	胎内市議会	1	2	1	胎内市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	4			
15	307	聖籠町	1	聖籠町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書、氏名れその他の氏の記載を要するもの(以下「文書等」という。))の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げたとおりとする。	聖籠町議会	1	2	1	聖籠町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1			
15	342	弥彦村	4		弥彦村議会	1	2	1	弥彦村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	4			
15	361	田上町	4		田上町議会	1	3	1	田上町議会会議規則 第二条第二項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1			
15	385	阿賀町	4		阿賀町議会	1	2	1	阿賀町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1			

都	道	府	市	区	町	村	名		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
									問12－1 議員の出産を 欠席事由として 明記した規定 （産休を含む） があるか。	問12－2 問1で1. を選 択した場合、取 得することが可 能な休業期間 は、次のうちど れか。	問12－3 問1で1. を選 択した場合、出 産に係る産前 産後期間の 明記はあるか。	問12－4 問3で1. を選 択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問1で1. を選 択した場合 合、休暇期間 の報酬につ いて減額の 規定はある か。		問12－6 問5で1. を選 択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由につ いて、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつ けてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用 上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上 も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がな い。（2及び3の場合を除く。）						
コ	コ	イ	イ	ド	ド			議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
15	405	出雲崎町	4					出雲崎町議会	1	3	1	出雲崎町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
15	461	湯沢町	1					湯沢町議会	1	1	1	湯沢町議会会議規則 第二条第二項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	2
15	482	津南町	4					津南町議会	1	3	1	津南町議会の運営に関する基準 第4節 参集 8 議員が欠席するときは、所定の欠席届を議長に提出する。ただし、その会議時刻までに届け出ができない場合は、あらかじめ電話等で届け出る。なお、津南町議会規則第2条第1項にいう事故は、社会通念上やむを得ない範囲とし、出産を理由とする欠席は、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から、出産後8週間以内とし、定めた日数を記載した所定の届書に、出産予定日を証する書類等を添え、あらかじめ議長に提出するものとする。 なお、葬祭を理由とする欠席は、原則3親等以内の者に限る。	2					1	2	2	2	1	1
15	504	刈羽村	4					刈羽村議会	1	2	1	刈羽村議会会議規則 （欠席の届出）第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
15	581	関川村	1					関川村議会	1	2	1	関川村議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後8週間を経過する日までの範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。	2					2	1	1	1	1	1
15	586	栗島浦村	2					栗島浦村議会	1	4	2			2			1	2	2	2	2	2	2

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

都	市	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
			問12－8 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12－9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12－10 議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っているか。	問12－11 問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12－12 問12－11で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12－14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12－15 男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	問12－16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12－17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－18 政治分野の男女共同参画のため に実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13－1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
道	区	府	町	区	村	町	村	村	ド	ド	名						
コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ
ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド
0	5	5	3	0	2					8	3	2	5			3	
0	6	9								6	5	6	8			27	
0	0	16								16	6	22	0			0	
30	19												17				
15	100	新潟市	4	4	2					1	1	3	2			2	
15	202	長岡市	4	1	2					1	3	2	1	長岡市議会議員旧姓使用取扱要領 第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分に関する届出書類 (3) 辞職願 (4) 議員報酬、期末手当等の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 市議会議員共済会に関する各種届出書 (7) 在職証明書等の各種証明書 (8) 叙勲等の表彰に関する書類 (9) その他旧姓の使用により実務上の混乱が生ずるおそれがあると議長が判断するもの		2	
15	204	三条市	4	4	3					3		3	2			2	
15	205	柏崎市	4	2	1	1			新潟県柏崎市議会議員倫理条例 (議員倫理基準) 第4条 議員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)など公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令(条例及び規則等を含む。)のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシャルハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 (6) (略)	1	3	3	1	柏崎市議会議員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、柏崎市議会議員(以下「議員」という。)が戸籍上の氏に代えて、旧姓を議会活動に使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。		2	
15	206	新発田市	4	1	3					3		3	1	新発田市議会議員の通称名等の使用取扱要綱 第2条 議員は、あらかじめ議長に届け出て、次に掲げる事項を除き、通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 議員手帳 (3) 辞職願 (4) 給与、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 市議会議員共済会に関する各種届出書 (9) 金融機関関係書類 (10) その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの		2	
15	208	小千谷市	4	4	2					2	3	3	2			2	

		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割							
道	区	府	町	区	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11				問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1		
					議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。		
県	村	町	コ	コ	村	ド	ド	名														
									1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント(倫理規定等)の防止に関する規定 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在はいが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在はいが、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	加茂市議会議員の通称名等の使用取扱要綱 (使用の範囲) 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、各号に定める通称名等を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名 (2) 氏名に用いられている漢字のうち常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる通用字体(括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものをいう。)又は戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表第2に掲げる字体(以下合わせて「通用字体」という。)と異なる字体によって記載されているものがある場合 通用字体以外の字体をその対応する通用字体に変更した氏名 (3) 婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 氏の変更前の氏 2 前項の規定にかかわらず、議員は、通称名等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあるときは、通称名等を使用することができない。	なし	2	
15	209				加茂市	4	2	2						1	2	2	1					
		15	210		十日町市	4	4	3						3		3	4		2			
		15	211		見附市	4	2	3						3		3	1		2			
		15	212		村上市	4	4	1	1					3		3	4		2			
		15	213		燕市	4	2	3						1	3	3	2		1	燕市地域防災計画 燕市地域防災計画「風水害編」「震災編」の「避難及び避難所計画」の部分に、以下の項目があります(両編とも同じ文章です) ＜男女共同参画の視点に立った避難所運営＞ 避難生活において人権を尊重することは、女性にとっても、男性にとっても必要不可欠であり、どのような状況であっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。 避難所運営において、男女のニーズの違いに配慮するとともに、その運営に際して、女性参画を推進するものとする。 また、特に男女別に物干し場、更衣室及び授乳室の設置や仮設トイレの設置場所の配慮、生理用品・女性下着の女性による配布、巡回警備や防犯カメラの配布等による避難場所における安全性の確保など、男女の人権を尊重して、男女それぞれが助け合って避難生活ができるよう配慮するとともに、夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。 ※燕市防災会議の委員に、燕市男女共同参画推進審議会の委員1名を委嘱しております。		
		15	216		糸魚川市	4	2	1					3					4	1	糸魚川市地域防災計画 総則編 第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務大綱 2 防災関係機関及び市民責務 (2)市の責務 市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。 災害応急対策への協力が期待される県政業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。 男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画部局が連携し明確化しておくよう努める。 (3)県の責務 (3)災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。 また、女性センター・男女共同参画センター等(以下「男女共同参画センター」という。)が、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。		
		15	217		妙高市	4	4	3						3		3	4		2			
		15	218		五泉市	4	4	3						3		3	4		2			
		15	222		上越市	4	1	3						3		3	2		2			

道	区	府	町	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割					
					問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-12 問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。				
県	村	コ	コ	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1 ハラスメント等防止に関する規定	2 相談窓口を設置している	3 その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)						
15	223	阿賀野市			4	4	3							3		3	4			2			
	15	224	佐渡市			4	4	3						3		3	4			1	佐渡市地域防災計画 災害時において、避難所等での様々な場面における支援体制、また、自主防災組織への加入促進など、ニーズにあった体制の確立に努めるものとする。		
15	225	魚沼市			4	1	3							1	1	3	4			2			
15	226	南魚沼市			4	1	3							2	3	1	4			2			
15	227	胎内市			4	2	2							2	2	2	4			2			
15	307	聖籠町			4	4	3							3		3	4			2			
15	342	弥彦村			4	4	2							2	2	2	4			2			
15	361	田上町			4	4	3							3		3	2			2			
	15	385	阿賀町			4	4	1	1			阿賀町議会議員政治倫理規定 第3条 議員は、次に掲げる各号を遵守しなければならない。 (1) 町民全体の代表として、その品位と名誉を損なうような行為を行ってはならない。 (2) 議会、他の議員及び町民に対しその名誉を毀損し、又は人権を侵害するおそれのある一切の行為を行ってはならない。 (3) その権限又は地位による影響力を行使することにより、個人及び法人並びにその他の団体・他の議員・公務員の公正な職務遂行を妨げる威圧的な行為を行ってはならない。 (4) その地位を利用しての政治倫理に反する自己利益、利益誘導に走ることなく、常に町民全体の利益の実現を目的として活動しなければならない。 (5) いかなる会議においても、合理的、能率的な審議に協力し、会議を妨げる行為を行ってはならない。 (6) 町及び町出資団体等が行う入札行為及び請負契約、委託契約、物品購入契約等に関し、特定業者の推薦、紹介及び介入をしてはならない。 (7) 町職員(会計年度任用職員等を含む。)の採用、昇任、異動その他の人事に関与してはならない。 (8) 地方自治法、個人情報保護法等を遵守し、議員として職務上知り得た情報をみだりに漏洩してはならない。	3		3	2					2		
	15	405	出雲崎町			4	4	2						1	2	1	4			2			
	15	461	湯沢町			4	4	2						2	2	2	4			2			
	15	482	津南町			4	4	2						2	3	2	4			2			
	15	504	刈羽村			4	4	3						3		3	4			2			
	15	581	関川村			4	4	3						3		3	2			2			
	15	586	栗島浦村			4	4	1			3			3		3	4			2			